

坂戸市条例第13号

坂戸市議会ハラスメント防止条例

ハラスメントは、行う者の意識の有無にかかわらず、個人の尊厳を傷つける人権侵害である。

坂戸市議会議員（以下「議員」という。）は、市民の負託を受けた代表者であるという重い責務を深く自覚するとともに、常に高い倫理意識の下、坂戸市議会（以下「議会」という。）の品位と名誉を守り、市の発展のために努めなければならない。

議会は、社会的信用及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、信頼を深めることを通じてハラスメントの防止に努め、市民に信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、全ての議員が互いに人格を尊重し、信頼し合い、議員によるハラスメントを防止するための措置を講じ、もって市民に信頼される議会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例においてハラスメントとは、次に掲げる行為をいう。

- (1) 言動等により、相手を傷つけ、苦痛を与える行為、不快にさせる行為又は不利益を与える行為
- (2) 社会的又は性的差別により、相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (3) 職務上の地位、役職等の優位性を背景に、適正な職権の範囲を超えて相手に精神的又は身体的な苦痛を与える行為
- (4) 性的指向、性自認等の望まない情報の暴露により、プライバシーを侵害し、相手を傷つける行為

（議員の責務）

第3条 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、地方自治の本旨に従い、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人権侵害に当たることを認識し、ハラスメントの防止に努めなければならない。

2 議員は、当該議員によるハラスメントがあると疑われるときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にするよ

う努めなければならない。

- 3 議員は、ハラスメントに当たる行為を行っていると思われる事態に遭遇したときは、当該行為を行っている議員に対し厳に慎むべき旨を指摘するとともに、解決するよう努めなければならない。

(議長の職務)

第4条 議長は、ハラスメントの防止に努めるとともに、議員によるハラスメントの相談又は申立てを受けた場合には、迅速かつ適切に必要な措置を講じなければならない。

- 2 議長は、前項の相談又は申立てを受けた場合において、その内容を精査し、相当の理由があると認めるときは、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- 3 議長は、前項の事実関係の調査及び確認を行うため、各会派の代表をもって構成するハラスメント審査会を置くことができる。

- 4 議長は、前項に規定する審査会の調査及び確認の結果を尊重し、ハラスメントの事実があったと認定した場合は、ハラスメントを行った議員に対し、指導、助言、注意その他必要な措置を講ずるものとする。

(公表)

第5条 議長は、ハラスメントを行った議員が前条第4項の指導、助言、注意その他必要な措置に応じないとき、又はハラスメントの被害の継続若しくは再発を防止するためやむを得ないと認めるときは、相談又は申立ての内容（ハラスメントを行った議員の氏名を含む。）及び同項の指導、助言、注意その他必要な措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

(議長の職務代行)

第6条 議長が第4条に規定する調査の対象となったときにあつては副議長が、議長及び副議長がともに同条に規定する調査の対象となったときにあつては年長の議員が、同条に規定する議長の職務を行い、前条に規定する公表を行うことができるものとする。

(研修等)

第7条 議会は、ハラスメントの防止を図るため、必要な研修等の実施に努めるものとする。

(秘密保持)

第8条 議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシーの保

護に十分配慮し、当該ハラスメントに関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。